

# はしまなごみ竹鼻吹奏楽クラブ活動規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本クラブは、はしまなごみ竹鼻吹奏楽クラブ(以下、「本クラブ」という)と称する。

(事務局)

第2条 本クラブは事務局を次のところに置く。

はしまなごみスポーツクラブ事務局

〒501-6244 岐阜県羽島市竹鼻町丸の内6丁目160(羽島市柔剣道場内)

(主な活動場所)

第3条 竹鼻中学校 音楽室

(目的)

第4条

- (1) 本クラブは、原則竹鼻中学校の1年生から3年生までを対象に、吹奏楽を通じて本クラブ会員の技術向上を図るとともに、青少年の健全な心身の育成を図ることを目的とする。
- (2) 本クラブは、はしまなごみスポーツクラブの掲げる目的に則って活動を行いその目的の実現のために努力する。

(事業)

第5条 本クラブは、目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 活動は、原則、土日祝日の午前または午後(3時間程度)とする。
- (2) コンクールやイベント参加など必要な場合には、活動時間を増やすことがある。会員の技術とチーム力向上や、地域との関わりを持つために、地域で行われるイベントやコンサートに参加することがある。
- (3) その他、目的達成のために必要な活動を行う。

(事業年度)

第6条 本クラブの事業年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

## 第2章 役員

第7条 本クラブに、次の役員を置く。

- (1) 代表(1名) 育成会長(1名) 育成会副会長(1名) 育成会会計(1名)  
(部活動と兼任とする)

(役員任期)

### 第8条

- (1) 育成会会長の任期は9月1日から翌年8月31日までとする。ただし任期が満了になっても後任者が就任するまでその任務を行う。
- (2) 役員は後任者が就任するまで、その任務を行う。

(役員任務)

第9条 役員任務は次のとおりとする

- (1) 役員は、本クラブを代表し、本クラブ運営全体を総括する。  
ただし本クラブの運営ははしまなごみスポーツクラブが運営・支援することができる。
- (2) 大会の申し込み及び登録等の手続きについて、竹鼻中学校で参加する大会及びコンクールは、役員と連携を図り教員(顧問)が行う。

(役員選任)

第10条 役員選任は、はしまなごみスポーツクラブと育成会による協議のうえ決定する。

(役員解任、脱退)

第11条 役員継続に不都合が生じた場合、役員解任(脱退)することができる。

- (1) はしまなごみスポーツクラブと育成会で協議のうえ、役員解任(脱退)することができる。
- (2) 代替の役員選任は、はしまなごみスポーツクラブと育成会の責任をもって決定する。

## 第3章 会議

(会議種類)

第12条 本クラブに、次の会議を置く。

- (1) 育成会議

## 第4章 会員

(入会資格)

**第13条** 本クラブに入会する生徒は原則竹鼻中学校の生徒であり、竹鼻中学校吹奏楽部に所属していること。生徒及び保護者は、次の要件を遵守すること。

(会員の遵守事項)

- (1) はしまなごみスポーツクラブ及び本クラブの目的に賛同すること。
- (2) はしまなごみスポーツクラブ及び本クラブを行うに適した健康状態であること。
- (3) はしまなごみスポーツクラブ及び本クラブの諸規定を遵守すること。
- (4) 理由がなく遅刻、早退、欠席をしてはならない。会員は遅刻、早退、欠席の場合は部活アプリにて連絡すること。

(育成会会員の遵守事項)

**第14条** 本クラブ会員の保護者は、本クラブの育成会会員となる。育成会会員は下記の事項を遵守しなければならない。

- (1) 本クラブの育成会会員は、本クラブの活動の協力をしなければならない。
- (2) 練習時に指導者が不在の場合、育成会会員が生徒の練習を見守りに協力する。クラブの責任において練習の見守り担当の育成会会員を決定する。
- (3) 本クラブの育成会会員は、会員を平等にサポートする。
- (4) 本クラブの育成会会員は、指導者に指導を一任する。
- (4) 本クラブの育成会会員は、活動中に起こる会員間のもめごとの解決を、はしまなごみスポーツクラブと役員に一任する。但し、必要に応じて学校の協力を求めることができる。
- (5) 本クラブの育成会議は、はしまなごみスポーツクラブと役員が随時招集することができる。
- (6) 本クラブの会議に欠席した場合は、各会議の決定事項に従う。
- (7) 本クラブの育成会会員は、会費を期限までに納入する。
- (8) 本クラブを退会する場合は、退会届を提出する。

(会員資格の喪失)

**第15条** 本クラブの会員は更新手続きの不履行、脱退、除名によって喪失する。

会員がこの会を脱退する場合は、指導者に申し出て、はしまなごみスポーツクラブに退会届を提出する。

(除名及び退会勧告)

**第16条** 指導者及び役員は次に該当する者(会員、またその保護者も同様)に対して、協議のうえ退会勧告、または除名をすることができる。除名する場合は、その旨を該当する会員及びその保護者に伝えるものとする。

- (1) 規律または風紀を乱す者
- (2) 本クラブの発展向上を妨げるような問題ある言動をする者
- (3) 他者に対する誹謗中傷をする者
- (4) 理由なく、頻繁に練習を欠席する者
- (5) 真面目な態度でクラブ活動に参加しない者
- (6) 理由なく会費を納入しない者

(入会手続き)

**第17条** 本クラブに入会を希望するものは、所定の手続きにしたがって申し込むものとする。

(会費)

**第18条** 会員は、すべての定められた会費を納入する義務を負う。一度納入された会費は一切返金しない。

- (1) はしまなごみスポーツクラブ入会にかかわる費用(年会費・保険料・参加費)
- (2) その他、別途必要となる費用

## 第5章 自己の責任

(自己の責任)

**第19条** 会員は本クラブの活動に際しては、育成会の諸規定及び施設管理責任者ならびに指導者の指導の責任において行動するものとする。これに違反して盗難、傷害等の事故が起こっても、はしまなごみスポーツクラブ、本クラブ及び指導者に対して、一切の損害賠償を請求しないものとする。

(保険の加入)

**第20条** 会員は、スポーツ安全保険に加入しなければならない。本クラブは活動中の損害について保険の対象範囲内でのみ対応するものとする。

## 第6章 細則

(規約の改正)

**第21条** 本規約の条項は、育成会議において改正することができる。また、年度途中であっても、役員判断により規約の改廃を提案し審議することができる。その場合は、必ず育成会会員全てに報告する。

## 第7章 個人情報の取り扱い

(写真・映像の使用)

**第22条** 本クラブの活動風景を撮影した写真及び映像を本クラブの SNS 等に使用することがある。また、はしまなごみスポーツクラブへの提供および取材の協力を行う。SNS 等掲載およびはしまなごみスポーツクラブへの提供が不可の会員は事前に役員へ申し出る。申し出のあった会員については撮影時に細心の注意を払い、不特定多数が閲覧できる SNS 等へは掲載しない。

(個人情報の取り扱い)

**第23条** 本クラブは法令を遵守し、本クラブの活動以外に個人情報を利用しないものとする。

(附則)

この規約は令和8年4月1日より施行する。